様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	弘前市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/seido/mynumber_jyouhourenkei_dokujiriyou.html

執行機関名　弘前市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年弘前市条例第107号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1　第1の項 弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年弘前市条例第107号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年弘前市条例第107号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年弘前市条例第107号) 弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成18年弘前市規則第85号)